

大津市 令和7年度

結婚新生活 支援事業補助金

大津市で新生活をスタートされる夫婦に、住居費を一部補助します

申請受付期間

R7.7.1 火 ~ R8.2.27 金

★予算に達した時点で受付終了

補助金額

夫婦ともに

29歳以下 最大60万円

39歳以下 最大30万円



対象者かどうか、
フローチャートでチェック！

対象者

R7.1/1 ~ R8.2/27に
婚姻届を提出し受理された夫婦

夫婦ともに39歳以下で大津市在住

夫婦の所得合計が500万円未満

※その他条件あり

※年齢や所得に関する詳細は大津市HPへ

補助対象経費

R7.4.1以降に
既に支払った
下記の費用が対象

住居取得(購入)の場合
建物の購入費 / 工事請負費

住居賃借の場合
家賃 / 共益費
敷金 / 礼金 / 仲介手数料

※家賃と共益費については、
同居開始日以降の費用が対象です
(住民票の写しで確認)

申請・お問合せ

大津市 企画調整課 ☎ 077-528-2701



令和7年度 大津市結婚新生活支援事業補助金



婚姻日はR7年1月1日～R8年2月27日の間ですか？
(婚姻日 R 年 月 日)

いいえ

はい



婚姻日時点の年齢は、夫婦ともに39歳以下ですか？
(婚姻日時点の年齢 夫 歳、妻 歳)

いいえ

はい



R6年中(R6年1月1日～12月31日)の夫婦の所得の合計金額
は500万円未満ですか？ *申請時に所得証明書で確認します

【R6年中の所得合計】

夫 円+妻 円=合計 円…①<500万円

いいえ

夫婦のうちR6年中(R6年1月1日～12月31日)に
貸与型奨学金を返済した方はいますか？

【R6年中の返済額】

夫 円+妻 円=合計 円…②

いいえ

はい

はい

夫婦の所得の合計からR6年中の奨学金返済額を
差し引くと、500万円未満ですか？

【再計算額】

① 円-② 円=合計 円<500万円

いいえ

はい

夫婦ともに、以下全てに当てはまりますか？

- ☐ 申請時点で住民票の住所が大津市で、夫婦が同居している
- ☐ 他に同種の補助金等(生活保護等)の交付を受けていない
- ☐ 婚姻日から3年以上、大津市内に住む意思がある
- ☐ 市税等の滞納がない
- ☐ 暴力団員でない

はい

持ち家の方は

☐ 住居購入にかかる他の補助金等を受けていない

(例)子育てエコホーム支援事業 / 子育てグリーン住宅支援事業
しがZEH新築支援事業費補助金 等

対象となりません

いいえ



対象となる可能性があります

申請を希望する方は大津市HPをご確認いただき、
必要書類を下記窓口までご提出ください

